

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

国の就学支援金制度が令和2年度から改善され、年収590万円未満世帯まで私立高等学校の授業料実質無償化が実現した。さらに、神奈川県では県独自の学費補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料実質無償化が実現した。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されている。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設整備費等を含めた学費無償化を実現した埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りする。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、令和2年度の国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小・中・高等学校いずれの校種でも国基準額を下回っている。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高等学校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中35位と、全国最下位水準である。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしている。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばである。

近代私学発祥の地、神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与している。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題である。

よって、本市議会は、神奈川県知事に対し、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、令和3年度予算において私学助成の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

神奈川県知事 殿

座間市議会議員 吉田 義人